

管 第 328 号
建 技 第 559 号
令和 7 年 3 月 28 日

関係団体の長 殿

富 山 県 土 木 部 長

富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度試行要領の
一部改正について

このことについて、余裕期間制度試行要領について、下記のとおり一部改正したのでお知らせします。

つきましては、貴会に属する会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容

余裕期間制度試行要領の一部改正（受注者関連の内容は以下のとおり）

○第 4 条（工事の始期及び終期）について

・工事の始終期（及び期限）を変更する場合の取扱いを追記する。

○第 6 条（契約関係の取扱い）について

・前払金の請求可能時期を「契約の締結後」に変更する。

・施工体制台帳等の提出時期を追記する。

2 施行時期

令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う工事から適用する。ただし、既発注工事においても受発注者間協議の上、適用可能とする。

（事務担当）

管 理 課 入 札 ・ 契 約 係
建設技術企画課技術指導係